

1990年代頃から、公的部門に企業会計である複式簿記・発生主義会計を導入する動きは本格化してきたが、ここ数年においてもフランスの中央政府、韓国の中央政府及び地方政府が企業会計を導入するなど、その動向は続いている。

公的部門に企業会計を導入する場合、その国の会計原則や、一般に公正妥当と認められている会計基準を会計処理の考え方としている国もある。このため、各国の民間部門における会計基準について I F R S へのシフトが進んでいる今日の状況では、各国の公的部門においても I F R S を反映した会計基準が広がっていくことも予想される。

一方で、国際機関や途上国などでは会計基準として I P S A S を採用する動きもあり、こちらの動向についても注目する必要がある。

I P S A S は I F R S 及びその前身である I A S をベースとした上で、公的部門に特有なことについては別途基準を定めているというスタンスをとっているため、I F R S を導入するにしても I P S A S を導入するにしても、基本的な会計処理については共通する部分が多くなり、I F R S と I P S A S との差は小さいものとなっている。また、発生主義会計を公的部門に導入するに当たり、公的部門特有の処理については I P S A S を参考にしている国もあり、I P S A S は公的部門における I F R S への収斂化の1つの形態を示すものと理解することもできる。

一方で、アメリカなどは民間会計基準と公会計基準は別に定められているが、基本的な考え方は企業会計基準を基礎としていることから根本的に異なるというわけではなく、また、I P S A S B との情報交換は密に行われ、協力関係が保たれている状況にあり、国際的な基準策定の流れを意識している。

また、アメリカにおいては、発生主義会計による財務諸表や業績報告を用いた情報公開や事業評価が進んでおり、複式簿記・発生主義会計の有用性については共通している。

我が国において統一的な会計基準を策定していくに当たっては、予算制度との兼ね合いや、公的部門と民間部門との違いをどのように考え、反映させていくかは議論が必要となる。また、法令や行財政制度の違いもあり、諸外国の制度をそのまま我が国に反映することは困難である。しかし、今後の世界的な会計基準の統一化の可能性も考慮すると、各国の状況や国際会計基準の動向を踏まえていくことは重要となる。また、すでに複式簿記・発生主義会計を導入している国から先行事例を得ることは、我が国における公会計制度のあり方の議論をする上で意義のあることである。